

日本仏教文化史上における墳墓成立の条件

——土葬と火葬の背景をめぐって——

和　田　謙　壽

墳墓を考察する場合には総合的な立場のもとに研究せねばならない。板碑や両墓制の問題、墓相学などの場合は尙更のことである。仏教と墳墓・神道と墳墓・儒教と墳墓・他宗教と墳墓に関する考察、更にかかる個々的な墳墓そして墓地としての考察など、あらゆる隣接諸学科、つまり、歴史学・民俗学・心理学・人文地理学・地形・地質学など割に広範囲の学問を考究せぬ限り、墳墓に関する眞の考察はあり得ぬのである。とくに、最近の高度成長政策により従来の農業国家としての基本構造は変化し、工業中心の資本主義国家に置きかえられた。⁽¹⁾従来の家長中心の家庭もその趣を大いに変え、核家族としての立場に流れ、それとともに、従来の親子関

係、先祖觀、神社や寺院との結びつきも大いなる変化を生じた。従来土葬を中心とした地域も、死者に対する感情の変移や保健衛生学上の見地、土地価の上昇などの諸条件によつて火葬化に移行し、従つて葬儀の方法や埋葬と墳墓の形式や構造にも大きな変化をなさしむるに至つた。現在、人々の多くが墳墓を建立するに当つて、「なぜ墓をつくるねばならぬのであろうか」などと改めて考える人たちはいないであろう。

「死者の置きどころがないから墓をつくるのだ。」「死者の骨を墓に納めるのはあたり前ではないか。」と考えるのが関の山であろう。現在ではかような事を改めて考えるような時代ではなくなつたのである。しかし年老いて年配者ともなると墳墓の事が脳裡に浮ぶのは当然である。現代人は表面的にはどうあらうが無意識のうちに故人を慕い、百万億土の淨土

の地に無事到達する事を乞い、永久の憩いの場所としての墓の意義あることを意識しているのである。かつての中国人たちは、いや中国人に受けつがれてきたところの觀念は、日本人的な考え方以上に、「故人を厚くもてなしたところの功德によつて、やがて故人はその恩を感じ、あの世から遺族たちに仕合せと幸いとを与えてくれるものである。」と信じていたのであつた。中国での先祖供養の習俗には、かかる考え方が常に残されていたのである。広く尽くることのない大陸等にとっては、しぜんのうちにかかる考え方の持たざるを得なかつたのであらう。日本の仏教においては葬式仏教と云われる如く、墓地は寺院財源の有力なるものの一つとなつてゐる。それだけに今後、墓地に関する種々なる問題が発生する可能性が十分にあり得る。人口の増加する割に墓地の増設は環境衛生上、土地価格の上昇・人口の膨張などにわざわいされて不可能に近い。やがて少量の墓地を奪い合う時代も来る事であろう。家屋内の生活は一生のものであるが、墳墓での生活は永久的なものである。しかも、われわれの親愛なる親族者たちの宿るところもある。それだけにちょっとした出来心で墳墓をつくるという事は考えものである。他人の家を借りて以上に他家の墓と同居している人たちは非常に心苦しいそうで、時折、故人が夢枕に立つなどして心地落着か

ぬ氣分になやまされるようである。死後の靈魂もさることながら、遺族側の心境の如何が更に大きな問題となる。井下清氏は「墓は自己の表現でありたい。」と述べられているが、根本的には墳墓建立者にとっての多くは、同様な事を考へることであろう。中国系住民、とくに華僑などは身分相応以上の財力を傾けて立派な墳墓をつくつてゐる。フィリピンのマニラ近郊には墓地に喫茶室までも付加された豪華なものがあり、墓参の際などは親類・縁者が集まつて大きわざをするそ
(2) うである。また、沖縄諸島では、年忌に当り墓前で知人縁者が「トキ」のひとときをすごし、故人の冥福を祈ると云われてゐる。いずれにしても、墳墓はわれわれの住居と同様に、明るい陽性の場である事が望まれるようであり、これが本質的なものなのであらう。中国的に考えれば死は陰性であり、死者の住む墓が陽性であるところに、原理的に平衡が保たれているというのである。

二

で行われるのを常とする。これは、1、時間節減と同時に遠方の近親者を、初七日の日に再び改めて来てもらうのを避けるがためと、2、わざわざ二回に行わざとも、当日一回で万事済めば、家族や近隣の人々の勞が約されるからもある。3、もちろん近代社会の多忙さもこれに拍車をかける結果となる。さて、それ以後の四十九日までであるが、葬式の際、埋葬地の上に四十九院を置いたり、四十九日までは靈魂が我が家の棟や軒下、または墓との間をうろついていると云う俗信がかかる考え方を生み出させたのかも知れない。供食の最終、つまり、とむらいあげはところによつて多少の相違はあるも、東北地方の十七回忌や二十七回忌、全国的にみると三十三回忌の地域が一般的だといわれている。しかし現在の如く、経済的にもゆとりが出来、しかも寿命年齢が上昇するにつれて、とむらいあげの三十三年忌と云う年数が徐々に伸び、やがて五十年忌となる地域も多くなることと思われる。これまでの間（とむらい）あげまでは個々の仏として各自の仏壇に位牌を通して安置されていたのであるが、これ以後は先祖様として俗に云われる先祖代々の靈位に編入されることになるのである。

墓そのものの建立に当つて現在においては、昔日におけるが如く、一人一基、または夫婦単位の墓は造られなくなり、徐々に一家一墓制がとられるようになつたため、都会（火葬）

地域においては従来の墳墓習俗とは直接関係がなくなりつづある。しかし改まつた法要は致さぬとも、一家一墓制ともなれば子孫の続く限り永遠に墓参は続けられるのであり、実際上の先祖との縁は永久的なものとなり得るのである。柳田国男氏は「先祖の話」中の三十三回忌終止説として、「親の印象を知れる者が最終回の年忌をするとなると、しぜん孫の代になつてしまふ。丁度この辺が三十三年忌という数値を求む事が出来るのであらう。」と述べられている。更に死者に對して古来、長きにわたり、一方には穢れ畏れる心を有し、他方ではそれを超越した成仏を願うべき供養の念を持つていた。この両者の觀念は妥協的所産にみえつても、常に不合理的な面が存在し、この状態が統一合理化されて、ならざる頃合が丁度三十三年忌の頃に当つたのであらうとも考えられる。現在においてはすでにこのよだな事を考へてゐる人たちは殆んどなく、旧来よりのしきたりとして踏襲せられてゐるにすぎない。財産的にめぐまれた人たちは火葬の場合、死後直後に墓を建立するのが通例であるが、實際、現在の世の中においては墓地を購入するだけでも一苦労である。それ故、三回忌、または七回忌、十三回忌などの仏縁深き日に建立されるのが常である。仏教の教理によれば、葬儀の回向文にもあるが如く、葬式後は直ちに土に帰するのが本意である。土葬の場合には、埋葬上に円形、または方円状に土を盛り、そ

の上に狼はじき、犬はじきなどの竹を折りまげてさし、盛土した上には幡や弓張燈灯、タツガシラなどの青竹をさしてこれを盛墓もりばかとし、その上に枕石などを置いて墓じるしとする地方もある。地方慣習により異なるも、百ヶ日を中心として棺の没落する時機を見はからい、墓なおしとて、土をかきたてて平にし、土地の固まつた頃を見はからつてその上に墓石を建てるのを常とする。靈魂は一定期間（または死後直ちに）して、天に昇るものと思われた時代もあつた。死去することを昇天すると云うのもその俗説を物語るものであらう。死靈は麓から徐々に山を登り、天に近い清浄の地に集まり、そこをもととして淨土の国に行くものだと信じられていた。佐渡地方や恐山地方などを中心とした三峰信仰・高野山(4)など、の靈山墓地建立習俗などは、上記の問題をよく物語つている事実である。（高野山は平安時代の末頃より極楽往生に連がる地であるといわれている。それが全国的にまで有名になつたのは、高野聖などの活躍によるところがあつたと説かれている。）ただし、このよき靈場的色彩の強い墓地には、縊死人、水死人、その他、非業の死をとげた者たちは原則として葬れなかつた。埋葬とこれに関連する墳墓との相互関係は、各民族や時代の相違によつて多少は異なるが、宗教的には、各民族や時代の相違によつて多少は異なるが、宗教的には共通する場合が多かつた。風葬(5)・水葬(6)・鳥葬・土葬・火葬など種々な葬法があるものの、世界的に最も風靡した埋葬法

は土葬がその性質上——（完全な遺体を残すことができるため・遺体処理の方法がしやすいため）——原則的であり、文化国家においては火葬も広範囲に行われつゝある。わが国においても古来より土葬がその主を占めたが、古墳時代の後期から仏教伝来期にかけて、一部階級層においては火葬が芽生えてくるようになつた。火葬の発生と同時に墳墓様式も異なるようになり、古墳時代とまで呼びならわされた豪壯な墳墓もやがて簡素化されていった。もちろん、一般庶民の墳墓においては各時代を通じて盛土をするか、またはその上部に石印を置く程度のものであつた。風葬・水葬・土葬といつても厳密には、その方法によつて種々呼ばれていたが、両者を交えて行われた場合もあつた。曝葬や洞窟葬などは風葬の一種であるし、鳥葬や樹葬なども広い意味ではこの範囲に入れることも出来よう。

曝葬(7)とは遺体そのものを大自然にさらすことであり、棺に納めた遺体を森林地帯や海岸部に放置する形式である。古來、長崎県の対馬や沖縄・中国などでしばしば見られた習俗である。洞窟葬は洞窟内に遺体を運び入れたものであり、薩南諸島や沖縄地方などでも行われたところである。とくに当時は、珊瑚礁的なカルスト洞窟の地形が多く、利用度が高かつたらしい。日本本土においても古代より中・近世にかけて大河川崖を利用して洞窟をうがち洞窟葬の行われた事を見かけ

ることが出来た。利根川・相模川などの河川流域にかかる墳墓が、戦時の防空壕づくりの際しばしば発見せられた。鳥葬や樹葬は公にはわが国で行われたかどうかは判然としない。鳥葬は、チベットや中央アジアの如き高原地方にて行われる葬法であり、遺体を鳥類により早く白骨化せしむるためのものである。樹葬も、木に遺体をかけて鳥類、獸類などに委す原始的な一葬法である。土葬は普遍的な葬法の主たるものであるが、日本的にも社会通念として、「死ねば土に帰るのが常である」として多く希望せられた。同じ（土）葬でも土穴を一定の深さまで掘り下げ、その下に埋める場合もあれば、穴はほとんど掘らず、むしろ周囲の土をその上に饅頭型に固める地方もある。地下水の浅いところや群馬や長野などの山岳部で、岩盤の露出している地方では後者の形式をとる場合が多かった。ときには土葬をしたものを後日掘って洗骨をするが如き、薩南諸島や沖縄諸島の習俗、かつて大和朝廷の頃から奈良朝『万葉集卷七の挽歌』⁽⁸⁾（一四〇五秋）津野の人のかくれば朝撒きし君が思はえて嘆きはやます

（万葉集卷七の挽歌 一四一五）

たまづさの妹は玉かもあしひきの清き山辺に撒けば散りぬる。』
以降にかけて行われたと思われる火葬後灰を山野に撒き散らすという、いわば風葬的な行事など、互の習俗の交互したも

のまで見受けられた。仏教的立場よりの考察としての死体の処分として、前述の如く地葬、水葬、火葬、風葬の四種の葬法があつたが、これこそ仏教の原理としての四大の意が存したものであるとしている。

三

仏教が庶民間に流入し、日本全土にまで普及発展していくのは、日本の長い歴史上からみたならばつい先頃の事柄であった。これを墳墓構成の面から考えたならば、江戸時代初期の後葉以降のことであろう。飛鳥・奈良・平安・鎌倉と仏教文化は栄えたけれども、それは皇族や貴族、領主などの一部上流層の人々のみにすぎなかつたのである。ただし室町時代中期後葉の頃になると、仏教文化を信ずる層も徐々に厚く、地方の知識人の中にも伝播し、寺院やお堂なども各地に建立せられるに至つたのである。上流社会においてはすでに、平安時代になると仏堂の建立は見るべきものがあった。とくに注目されたのは仏堂と墳墓との関連性である。はじめは貴族の墓を中心としてその場所に法華堂などと名のるべき御堂墓を建立せられたが、時を経るにつれて何時しか仏寺が主体となつてその境内に墳墓が築かれる風習が生じてきた。もちろん、両者の立場を判然と見分けることは出来ぬけれども、これによつて、寺院と墳墓との関連性が大きくなつてしまつた。

た事は確かにことであり、やがて、著名寺院の境内に墳墓をつくるという風習が一層盛んになった。菩提寺の建立と開基家・昔日においては一寺一族の墓地を設けられるのを常としたが、時代が降り鎌倉時代から室町後期、さらに江戸時代に入ると複数の者たちによる菩提寺が生じて来たため、現代的な檀信徒制による寺院制が成立したのである。そこには江戸幕府の寺院政策や仏教寺院による葬式の普及や役割も大きなものがあった。しかし人口の稀薄な農山村地域においては寺院と墳墓との関係は必ずしも深いものとは限らず、私有墓地として、畠地や山間原野、または農家の屋敷続きにつくられ、実際寺院墓地としてつくり出されるようになつたのは、その古いもので寛文から元禄以降のことであつた。ところにより死靈に対する考え方や祀り方、その場の利用法などの種々なる関連性によつて両墓制や单墓制という墓制が生じた。（この点については後述したい。）現在、あらためて古代からの墳墓様式を考察するに、円墳的なものから自然石的なもの現代の角碑に至るまで、その種類は實に千差万別であつた。その形式においての色々なものを求めるることは出来たが、内容的には墳墓としてその信仰の対象となつていたのであつた。古代における身分の相違はそれ相応のものとしての墳墓が造られたようであるが、一般庶民のものはいずれの時代においても貧弱なるものであった。先人たちは墳墓建立に

当り先ず求められたものは、旧來のものを参考としてつくり出された形式であった。時代性と地域性の相違、身分と信仰諸問題などの如何によつて、墓碑の建立せられる意義やその構造が大いに異なつた。仏教伝来以前の墳墓、仏教伝来以後の墳墓、儒教思潮の影響を受けたと思われる墳墓、神道的な墳墓、カクレキリシタン的な墳墓、洋的（キリスト教）な墳墓、更には、故人や遺族などの特志、趣好によつて建立されたところの墳墓など、その形式は異なれども故人を永く供養し、冥福を祈ろうとした精神には遜色がなかつた。

四

わが国の都市部で現在最も多く行われている葬法は火葬であるが、まだまだ農村部においては土葬の行われている地域も至つて広い。かかる傾向はアジア・欧米諸地域においても云われるところであるが、各国共に旧來の宗教的習俗を離れて、最近では徐々に火葬的な方向に向きつつある。もつとも都市化したとは云え回教圏においては、旧來よりの宗教的伝統によつて土葬を行われているところもあるが、特殊な例はまだまだ継承されて行く場合もあると思われる——クアラルンプールやペナン近在——（彼等の場合には埋葬の際、棺中より布に幾重にも巻かれた死体を抜きとり、そのまま埋葬するので、そう広い面積をとる必要はない。）世界における火

葬の起源は今ここに詳かにする由もないが、旧来よりの多くの学者の言によると、⁽¹⁹⁾ そのはじめ東洋に端を発し、紀元前二千五百年より二千年にかけて西洋に伝えられたものだと云われている。もちろんこの伝播の状況も宗教的感情を持ったところの習俗ゆえ、スムーズに普及したとは思われず、時代と場所によつては非難・忌避された場合も相当あり得たと考えられる。現に、初期のキリスト教の伝播は火葬習俗の発展に相当の排斥行為があつたといわれている。わが国における火葬習俗は、従来正式（一般論）なものとしては、続日本紀中に道昭の火葬記事の見ゆるのが最初のものとせられている。火葬は中国より伝來の仏教の影響なりと見ることが出来るが、文武天皇四年（七〇二）三月十日、元興寺の道昭遷化の時、その遺言により弟子達がこれを栗原に火葬した。これがわが国初の火葬であるといわれている。ついで持統天皇を仏法の信頼厚きより天武天皇の大宝三年十二月飛鳥岡に火葬にした。持統天皇の荼毘後数年間というものは、とくに火葬が普及されたのであつた。戦前、わが国火葬の始まりに関する鉄則は道昭に一色せられたものであつたが、戦後における考古学は目ざましいものがあり、カマド塚と呼ばれる火葬古墳の出現によつて、今までの概念は一掃された。つまり、飛鳥時代の頃のものと云われている。和泉・摂津・播磨・近江・美濃・讃岐など、カマド塚の出現がそれである。竹田氏は

「伝承と歴史」 第四号（同志社大学民俗学研究会）⁽¹²⁾ 中において、「火葬」というものには仏教が不可分に結びついたものだという先入観があつて、火葬のことを論じているときは、すでに仏教のもつてきた大陸文化の葬法で日本のオリジナルなものでないという考え方がある。現実には不可分に結びついたかもしれないが、仏教と火葬とは論理的には分けて考えなければならないものだと思う。」と述べ、仏教と火葬との関連性は肯定されつも、もう一步前進して考えた場合、また別の立場からメスを入れる事の必要性のあることを示唆している。更に同誌中に森氏は考古学的な立場において、「考古学的にいようと、火葬を大陸にむすびつけてすぐ逃げるけれど、大陸の仏教で日本以前に火葬がむすびついている証拠がむしろ知りたい。文献でいっても、持統とか元明天皇などずっと火葬にしているけれども、仲々仏教と結びつかないようだ。とくに聖武天皇のように仏教の大スポンサーが火葬をやつていい。そのあたりが整理されておらないのに、すぐに従来の火葬だけが仏教であるということ自体に問題がある。河内国の船氏出身の道昭自身がカマド塚的火葬の影響をうけた人という可能性もあると思う。」と述べられてゐるが、従来、火葬をされた人物、即、仏教信奉者のもとに葬り去られていたが、それ以外になにか大きな問題意識が含まれていたのではなかろうか。この点一考する必要があると

思う。すでに道昭を起源とする火葬の説は徳川時代の国学者たちによつて批判の対象となつてゐる。つまり、⁽¹⁴⁾万葉集著者橘千蔭著や万葉集古義鹿持雅澄著などの著者によつて、万葉歌の面より考察批判の対象とされていたのであつた。しかし、決定的な意見としてつい最近までとり扱われることはなかつたのである。考古学講座中における高橋健自・森本六弥・和田千吉氏「墳墓」の努力、仏教考古学講座(昭和十一年)における後藤守一・森貞成氏、また、「民族学研究(昭和十三年)」中における「火葬への道」と題して桑山竜進氏は、縄文式遺跡の中にも火力を加えし人骨例として稀ではあるが、幾何かの立場を引用せられてゐる。

1、宮城県桃生郡宮戸村里浜貝塚

(イ) 松本彦七郎「陸前宮戸島の古人骨発掘につきて」歴

史と地理第三卷第一号)

(ロ) 小金井良精「石器時代の埋葬」人類学研究五二頁)

2、岡山県浅口郡西大島村津雲貝塚

(清野謙次 京都帝国大学文学部考古学研究報告 第五冊

日本原人の研究七七頁)

3、熊本県下益城郡阿高村西阿高貝塚

(清野謙次 前掲書 七五頁)

4、愛知県渥美郡田原町吉胡矢崎貝塚

(清野謙次 前掲書 二六八頁)

日本仏教文化史上における墳墓成立の条件(和田)

もちろん、ここで述べられ紹介せられているものは現在云われるところの火葬的なものではなく、不自然的焼死者のものか、または屍体に火力を加えられている程度のものであるが、しかし、このような問題に注目された事は、やがて考古学的立場より火葬の問題にふれられる基礎をつくつた。最近では、久保常晴氏や三宅敏之氏がそれぞれ歴史教育十巻三号や、日本歴史一六〇号において、火葬問題について論究せら
れている。その後、昭和三十一年森浩一氏発見による大阪府堺市陶器千塚のカマド塚の存在は、従来の火葬起源説に偉大なる新風をなげかけた。須恵器を構成すると同様形式の窯形の橢円形の墓室床に合掌式に丸太を組み、遺骸をその中に入れて火葬にしたものであつた。内部から、つまり窯形粘土櫛中には二体の人骨や六世紀末から七世紀初期にわたると思われる須恵器五十九個、鉄刀、鎌などが見い出され、その時代を裏付けしているといわれている。同様な火葬⁽¹⁷⁾古墳が和泉市聖神社カマド塚・信太山道田池二号墳・四号墳・静岡県盤田市などの数ヶ所で、帰化人などによる陶部の人々によつて道昭以前に火葬習俗の行われた事を暗示している。もつとも、火葬墓でない古墳にも、道昭以前、つまり七世紀の後半に、⁽²⁰⁾仏教文化の影響としての蓮華文の刻まれていた奈良県の水泥古墳や岡山県本坊山古墳などが存したのである。とくに、後者、岡山県本坊山古墳のものは瓦の范型でつくられたところ

の蓮華文の二つを切妻式家形陶棺の妻に飾つたものであり、古墳と仏教との色彩を一段と強くしている。火葬の存在は決して畿内のみではない。また、上流人のみとも必ずしも限らなかつたのである。筑前・肥後・播磨・近江・讃岐・上野・下野・常陸、つまり、九州・四国・関東の地域にも、陶器・銅器・金器規などの骨壺をもつて納められていたのであつた。しかも火葬は、墓誌に残る神祇伯としての石川年足や物部の神と誓願されている、宇治宿弥などの人々にも行われているところから、また、仏信厚き聖武天皇の土葬による埋葬習俗より考えてみると、なにも道昭にこだわり火葬即仏教の影響のみを主張することは、まことに危険なることである。

神俗仏事編に述べられているところであるが、元来、葬送の儀をとり行うに当り、死体の処理を行うとなれば、大別して土葬・火葬・水葬のいずれかにせられるのが通例である。本書によれば、「三葬功德勝劣」⁽²³⁾の名において、三葬の特質を挙げ、「土葬火葬水葬ト云此ヲ三葬ト云土葬ハ身形ヲ全力力ラシメン為ナリ哀情ノ甚キ故ニナス处也火葬ハ骨ネヲ親類ニ分布セン為也此釈迦荼毘ニナラヘリ水葬ハ身肉ヲ有情ニ施サソ為ナリ故經ノ中ニモ三葬ノ中ニハ土葬ヲ下品ノ功德トシ火葬ヲ中品ノ功德トシ水葬ヲ上品ノ功德トセリ、四葬ノ中林葬亦此ニ同ジ」その功德を説明せられている。功德力の上下は別として、埋葬処置法の意義を要領よくまとめているところ

に興味を覚える。火葬の事例としてここでは分骨を理由に釈尊の場合を引合いとして述べられているけれども、これは仏者としての考え方から主張されたもので、必ずしもこの立場を肯定せられるものとは限らない。従来の仏教式墳墓としての火葬墓の存在は、骨蔵器と墓誌銘によつて立証づけられているのである。前述の如く蓮華模様などの施術によつても幾分かは肯定せられるも、他にそれを上まわる以上の類似立証ができない限り仏教的なものであると決するわけにはいかない。⁽²⁴⁾ もつとも、従来発見せられている多くの骨壺は、主として陶製・須恵器・赤素焼などを主流とし、銅製・ガラス製より成立つてゐるが、木製のものも時折見うけられる。形式も分骨の風習が巷に行われるにつれて小型化したもののが生じ、蓮弁状の模様を有するものなどもあらわれる。もちろん、筒形のものをはじめとして、五輪塔形や仏形をしたものもあらわれ、また、蓮華模様をアレンジした形式をとつたものもある。

五

仏教の伝来が火葬の風を生んだことは現代一般の通説であるが、一説には仏教を離れ古代「火葬は太陽、ならびに火を神聖視する民族信仰などから生じたところの風習である。」と述べられている。しかし皮肉にも、後世の国学者や神道者たちは、わが国古來の葬送習俗に反する所とし、また儒学者た

ちは、故人の形相を毀し、故人を慕い、故人を敬崇するのあまり、火葬に付することを非常に忌避したのであった。古代の葬法が土葬を以ってなされたことは論をまたぬが、時代の経過と共に火葬が進展し、僧道昭の時代を経て七〇〇年代以後、奈良・平安の時代ともなると貴族の間に火葬の風が益々すすみ、更に中世から江戸期に向い五輪塔や宝篋印塔、更に板碑・舟形碑・角碑へと、民間層にも火葬の習俗が浸透していったのである。⁽²⁶⁾ 埋葬における火葬の割合は土葬に比した場合微々たるものではあるが、万葉の時代にその兆候のあつたことは注目に値するものがある。

土形の娘子、泊瀬山に火葬りし時、柿本朝臣人麻呂の作れる歌として、

「隱々の泊瀬の山の山際にいさよふ雲は妹にかもあらむ」
(万葉集) 3卷とある。

溺死せる出雲娘女を吉野に火葬せる時柿本朝臣人麻呂の作れる歌として、

「山の際わゆ出雲の児等は霧なれや吉野の山の嶺に棚引く」
(万葉集) 3卷とある。更に、

「隱口の泊瀬の山に霞立ち棚引く雲は妹にかもあらむ」
(万葉集) 7卷という歌もあり、これらは火葬習俗と関連したものとしてうかがうことができる。

⁽²⁷⁾ 芳賀登氏によれば、火葬は中国においては後漢書以来中國

にみえる習俗であると云われている。元来、中国は儒教的な思想が普及し、死体に対する崇敬保存の念が強く、火葬習俗には事の外忌避する傾向があつた。もちろん、火葬の起源はインドに求められるふしが多く、仏教より婆羅門教などに起因する傾向が強いとせられている。元来、五大思想⁽²⁸⁾としての空風火水地の五原素も哲理面と共に埋葬法からも考えられるところであり、古代印度において、空風葬としての葬法は初期の自然崇拜の過程において各地に行われたものと考えられている。つまり、鳥禽に食さしめて、後世天上に生まれることを理想とせしものならんとしているのである。火葬は婆羅門教による拝火の思想や習俗より発展したものであろうとし、水葬は風葬と共に短期間早期の骨化速進を促すと共に、他方ではまた、土葬が手早い屍体の処理法として欲せられたのであった。とくに水葬と土葬の場合、祖先が居住すると思われた地下界を理想郷とするため殊更普及度の高かつたものと考えられているのである。仏教は婆羅門教をもととして発展したものであり、教理面は云うに及ばず習俗面においても、参考せられる場面が多かつたと思われる。とくに墳墓に重きを置いた仏教は荼毘の面にも注目するに至ったのである。ヨーロッパにおいても古くより火葬をするに関する種々なる理由が検討なされた。その中心と思われる説をあげると、「死体より一日も早く靈魂を遊離せしめて、死者を本来

の故郷に帰らしめるためには、肉体を焼却させるのが第一の近道である。」と信ぜられていたからである。かかる考え方によつて火葬せられた場合、何も時間と労力とをかけて石槨や石室、石棺などを造る必要もなく、埋葬を簡単になし得ると云う副産物を持することが出来たのである。火に関する信仰は至つて古い時代より存在したものと考えられ、そこには死体の屈葬や抱石と共に人骨への赤色塗彩、頭部への甕被い、死者の周囲にて焚火せること、焼けた人骨を甕中に納めること等、そのすべてが呪術的要素としての関連性があつたのかも知れない。かつての朝鮮⁽³⁰⁾における信仰習俗としての光明法、つまり、燈火や光りものによる悪鬼退散の信仰や惡魔祓除の方法、この事は古代の中国においても語り伝えられてゐるところである。⁽³¹⁾ 悪性の伝染病などによつて死んだ屍を悪魔や惡靈の憑きものとして火葬に付するのも、その惡害より防ぎ避けるとするためであり、かかる風習は南部印度やニュージーランド、カリフオルニアなどの地方に行われていたといふ。火は惡靈を除くと共に多くの淨化力をもつてゐる。火葬に関する考え方はすでに先史時代より屍体処置に関する宗教的觀念として、新石器時代⁽³²⁾に磨製石器の出現と共に存在したといわれている。日本においての同時代、つまり、先史時代の後期から原史時代の遺跡をなめたとき、文化的經濟的な可成りの水準のもとに、宗教儀礼における遺物を同時に窺

うことことができた。埋葬地域と屍処置の問題・火と死者をめぐる諸問題、先述の如く、人骨と火に関する出土例こそ少ないけれども、その中には火力による惡靈・遊離・忌避・淨化の思想がおぼろげながら宗教的觀念として包含せしめていたのである。

六

火葬風俗が行われる場合、通常火葬の行われた現状が第一次葬となり、火葬された遺骨を納骨せられた場所が第二次葬となる。これらの風習は仏教以前の場合にも考えられぬ事はないが、次第に施行せられるようになつたのは、仏教が貴族をはじめとした上流層に普及発展した奈良時代以降とみるのが、無理からぬ見方であろう。もちろん、火葬は土葬と共に併用されたもので、土葬の行われている率から見たならば誠に微々たる存在であった。火葬の方法を経たとしても必ずしも直ちに埋葬せられたとは限らず、平安時代、一条天皇の場合の如く三年間も寺院に安置され、その後埋土せられたものもあれば、火葬後遺骨を河川に流す場合もあつた。遺骨を自然に返すことによつて安心を得さしめたのかも知れない。「印度ベナレス河岸におけるが如く半荼毘、または荼毘の後インダス川に流す風習も地域こそ異なれ、なにか前者と縁があるもののようにも考えられる。インドネシアのヒンズ地

帶、バリ島においても荼毘した後、遺骨を海中に流す風習がある。平安から鎌倉、室町時代にかけて荼毘後法華堂に安置されたのも、上流階級においてはしばしば行われた事であり、また逆に殯屋に安置した遺骸を一定期間の後荼毘に付した事もあり得たのであった。^{仁平三年}⁽³⁴⁾（一一五三年）十

二月八日「兵範記中」に嵯峨野にて覺法法親王を火葬に付し、その後遺骨を生存中建立されていた高野の御塔に納骨された例が示されている。

「今夕御室御葬送云々 ……入夜以如在儀、奉移嵯峨野御門、自彼所可奉葬於其西林中、法橋寛深奉懸御骨直登高野山、奉殯彼山御塔

また、保元三年（一一五八年）八月十一日山槐記の中にも、荼毘せられた遺骨を高野山の納骨堂に安置せられたことが示されている。「今日於觀音寺納言殿令修先妣周忌法事……予申刻許參御骨御堂仏大日也、此仏建立堂（遍照院「山槐記」保元三年九月廿九日）於高野山可奉安置之、其内可奉安御骨云々

火葬そのものが民間に普及発展せられるようになつたのは江戸時代中期以降のことである。とは云つても、仏教徒がこの習俗を進んでとり入れたというのではなく、その地域性や当人の主觀、ならびに当人をめぐる周囲の人たちの意志によって施行せられたのであり、まだまだ当時の人々にとつては

特殊な存在であった。とくに、儒教の教えの普及した江戸時代中葉においては火葬を非難する者の中に非常な強硬論を出した人たちもいたのであった。江戸中期の伊予の経済家、大月履齋（延宝二年享保十九年）は火葬を非難して、（燕居偶筆）中に次の如く述べ、

「仏法の害今更弁ずるに及ばねど、中にも悲しきことは、火葬なり、釈の道昭寂して、己が尸を火葬にせしより、事行はされて、世々の天子をさへ火に入し世もあり、申も勿体なし、されども人心自然の喜、末世とても絶べきにあらねば、何となく浅ましきことに思はれけるにや、中古より天子火葬はやみぬ、それより以下は、今に盛に行はれて、風にもあてがたき君父の体を、猛火の中へ入れて、灰土とすること、臣子たる者、いかに仏の道に迷へばとて、本心是をこころよしと思はんや、況や大名高家、万人の上に立たる人を、穢多おんぼうの手へ渡して、尊体を焼崩す、希有とも無道とも、悲にも泣れざる悲なり、暗主愚臣は仏法に惑され、如レ此することと覚へたる者もあり、少しはいかがと思へるもあれど、御遺言なれば不レ及ニ是非ニなど云へる……日本は上古より神道を以治め給ふ撻なれば、ケ様のけがらはしき教へをする者、急度停止あるべきこと也、それほどにこそなくとも、国國もせめて國中に火葬を禁ぜられ、儒法までもなく、日本神明の遺徳とも申べし、されば今にても、伊勢一国には堅き御法度

なりし、神道の遺風少は残れり、かやうなることも、人主たる人知し召さば、國中に触をなし、火葬を堅く禁じ給はば、人倫忠孝のはしとも成べし、中略」

更にまた、日本は土地狭き故火葬に付するのは止むおえぬ。との意見に反撥して、

「火葬にして、壺に入埋をけば、何国へ改葬をするとても、勝手よし、亦地前にも当時寺へ葬むことなれば、火葬にしてさへ寺内せまく、寸地もあき間なければ、骨にて葬むること簡易なりと云、予曰、其心学者の書に、土地せましと云こと、先は天下へ対して大狼藉なる申分なり、いかに日本小国なりとて、墓を築く土地なかるべきや、今公儀より火葬を禁ぜられて、皆土葬にせば、無用の寺地一軒つぶしても、五十や百や葬るべし、左なくとも、無用の野山は何国にも多きものなり我旦那寺のせまきを、天下一統のかねにするのは、針の目より天を窺ふに似たり、たとひ土地せまく、埋むに地なく、我屋敷のうち畠の中に納むとも、現在親の身を火に入には増なるべし、於他国にて葬るとも同前也、軽き者は末々の付届ならず、人の踏草となる。」とも、火中に入るるにはまさるならんと述べている。この風潮は江戸末期より明治初年にも残存し、国学者たちが、親の屍体を火葬にするのは、火刑に処するのと同様であるから人道の大義に反する大罪となる故、速に火葬を禁止して埋葬に復するように要請し

た。排仏思想の強かつた当時の政府は直ちにこの議を入れて、明治六年七月、火葬禁止令を全国に布告するに至った。しかしこれに對して異議を唱える人たちのいたことを忘れてはならない。「火葬は分解すべき遺体の焼却処分と見るべきものではなく、宇宙間に於て万物を融合し、又帰納する神秘な火の力に依って大空と大地に還元せしむる唯一にして最善の方法と見るべきものであつて、土葬の如く永い年月の間、形相を辱め瀆すことなく、聖火に依り一瞬にして自然に淨化帰納するものである。火葬は原始的な作業に於ては近親としては堪へ難い処理であつたかも知れぬが、近代的火葬法としては最も厳肅に最も莊重に自然に帰納することになるのである。」⁽³⁷⁾と火葬の利点を掲げ、更にまた羽根田文明氏は、

「東洋の日本に、数百年以前から、実施せられてあつた、火葬を禁止すると、同時に西洋の英國で、今更新発明的に、火葬の有利なるを、唱道するに至つたのは、最も一奇であつた。特に土地の狭い割合に、人口の多い我邦に、火葬を禁じて、土葬のみ行ふのは、局（限）りある地面に、限りなき人々を埋るのであるから、數百千年の後は、全国土を擧て、埋葬地に化せねば、ならぬ道理である。之に反して、火葬は僅に、數歩の地面に於て、幾百千万の屍体をも、容易に灰化することが出来る。故に土地を費さぬ國益は、實に莫大なものであるから、日本国においては、最も適當の葬法である。加

え、病毐、特に伝染病毐の、地層を穿つて、飲料水、又は植物等に及ぼす、危険の恐れ毫もなければ、衛生上の公益は、実に鮮少でない。且死者の遺骨を、永年に保存することが出来るから、我邦の如き、祖先崇拜の念強き、国民性には、子孫をして、先祖を追想する観念を、一層深厚ならしむるには、遺骨の保存が、尤も必要である。」として、火葬の必要性を主張せられたのであった。

当時、国外にあっては、英國の「ルリーチ」をはじめとして各地に、火葬熱が向上し、かかる内外の形勢に対処して、政府とても禁止令を実施する理由もなく、明治八年五月、わずか一ヶ年半にて火葬禁止令の解除を踏み切るに至った。現在の日本における火葬の分布は至って多く、都市開発のそれに比例して増加していく傾向にある。従来は、仏教の教理や宗派に關係して火葬の習俗は左右されるとしていたが、實際には殆んどその影響は見られなかつた。真宗・禪宗（とくに曹洞宗）の發展するところに火葬が伝播したと考えられたのは、なにも宗派やその教理に関連したものではなく、両者共に北陸をはじめとした稻作地帯を教化の地帯として選んだ事が、火葬と特に関係性を有したということである。火葬の行われている土地条件を考察するに、一概に云えることは、(1)、都市化、または開発途上にある地域であるということをはじめとして（人口過密・地価上昇・保健衛生・人間生活優

先）、(2)、薪炭・麦がらや稻がらなどの生産大なるところ（燃料のとくに得易い地方、(3)、地下水が浅くて土葬感情に適さぬところ、(4)、岩盤が露出し、または、地盤が固くて土葬作業に困難なるところ、などの如く、火葬に対する環境条件が教理的条件よりも、むしろ優越していることが認められる。もっともそこには、屍体焼却を進んで是認支持するところの民間心意の存することが、先ず何よりも必要なことではあるうが。

引用・参考文献

- | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|----------------------------|------------------------------|----------------------------|-----------------------------|---|-----------------------------|-----|---------------------------|------|------------------------------|
| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) | (10) | (11) |
| 芳賀登氏「葬儀の歴史」昭和四十五年雄山閣発行 一頁 | 井下清氏「墓地の研究」昭和十七年雄山閣発行 一〇二頁 | 柳田國男氏「先祖の話」昭和二十一年筑摩書房発行 一七二頁 | 芳賀登氏「葬儀の歴史」昭和四十五年雄山閣発行 三〇頁 | 井上安元氏「墓地經營」昭和十六年八月古今書院発行 一頁 | 中村・尾崎・今井編「伝承と歴史」第四号昭和四十三年同志社大民俗学研究会発行 五〇頁 | 井之口章次氏「仏教以前」昭和二九年古今書院発行 一七頁 | 同右書 | 井下清氏「建墓の研究」昭和十七年雄山閣発行 四三頁 | 同右書 | 「伝承と歴史」第四号昭和四十三年同志社大民俗学研究会発行 |

日本仏教文化史上における墳墓成立の条件（和田）

三四

- (1) 行 三五頁 三六頁
 竹田聰洲氏 同右書
 森 浩一氏 同右書
- (2) 芳賀登氏「葬儀の歴史」昭和四十五年雄山閣発行 二六七頁
 桑山竜進氏「民族学研究」昭和十三年、日本民族学会編三省堂発行 六九頁
- (3) イ、「日本考古学V 古墳時代(下)」昭和四十一年 河出書房新社発行 三四八頁（註二十二まで関係あり）
 ロ、森浩一氏「大阪府泉北郡陶器干塚」日本考古学年報九、昭和三十六年
- (4) 森浩一氏「大阪府和泉市聖神社カマド塚」日本考古学年報一
 二 昭和三十九年
- (5) 信太山遺跡調査団「信太山遺跡調査概報」大阪市和泉市発行 昭和四十一年
- (6) 平野和男氏「日本古代遺跡の研究」総説吉川弘文館発行 昭和四十三年
- (7) 綱干善教氏『御所市古瀬「水泥蓮華文石棺古墳」の調査』奈良県史跡 名勝天然記念物調査抄報十四、昭和三十六年
- (8) 藤沢一夫「墳墓と墓誌」日本考古学講座六、昭和三十一年
- (9) 「日本考古学V 古墳時代(下)」昭和四十一年河出書房新社発行 三四九頁
- (10) 「神俗仏事編」卷四、石塔、（送終の部第二十五）明治二十二年出版
- (11) 芳賀登氏「葬儀の歴史」昭和四十五年 雄山閣発行 三三頁
- (12) 井下清氏「建墓の研究」昭和十七年 雄山閣発行 七三頁
 26 芳賀登氏「葬儀の歴史」昭和四十五年 雄山閣発行 三五頁
 27 同右書
 28 佐伯啓足氏編「塔婆の研究」昭和十八年 夢殿論誌纂所藏版 四二頁
 29 西村真次氏「人類協同史」昭和年春秋社発行 五七頁
 30 村山智順氏「朝鮮の鬼神」 五十二頁
 31 (A) E. Thunston : Ethnographic Notes in Soutern India. p. 155.
 (B) Elsdon Best : Grematon against the Maori tribes of New Zealand. Ma : XIV (1914) pr110 sq.
 (C) Elsdon Belief : Immortality, vol. i. p. 16
 De Mogan : Prehistoric Man. p. 2441.
- (13) 国分直氏「日本民俗学会報」第五十八号 昭和四十三年 日本民俗学会発行 九頁
 田中久夫氏「日本民俗学会報」第六六号 昭和四十四年 日本民俗学会発行 一二頁
- (14) 辻善之助氏「日本仏教史」第十卷、近世篇之四、昭和四十五年 岩波書店発行 一一四頁
 同右書
- (15) 井下清氏「建墓の研究」昭和十七年 雄山閣発行 七三頁
 羽根田文明氏「日本宗教史」大正十四年国光社発行 二二五